令和4年第9回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和4年9月8日(木)午後3時00分から午後3時20分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室
- 3 出席委員(8名)

 会長職務代理者
 8番 宮本 敏郎

 会長職務代理者
 7番 朝倉 友子

 季
 1番 増田 榮

 2番 鈴木 憲司

 3番 長崎 光男

 4番 野村 斗士夫

 5番 長谷川 貴子

- 6番 岩井 秀喜
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 栄町農業振興地域整備計画の変更について そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実 農業委員会事務局次長 森田 勲 農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(6名)

湯淺 光修 大見川 正明 後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長(湯浅実)

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長(宮本敏郎)

ただ今より、令和4年第9回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長(宮本敏郎)

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮本敏郎)

それでは、4番 野村斗士夫委員、5番 長谷川貴子委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長 (宮本敏郎)

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務 局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長 (宮本敏郎)

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1と整理番号2については、関連する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長(湯浅実)

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1と整理番号2について、一括してご説明させていただきます。

場所については、整理番号1については2ページ、整理番号2については3ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が興津字下埜田、地目は登記簿・現況共に田、面積は1,200 ㎡他1筆で、合計2,241㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が興津字羽鳥道下、地目は登記簿・現況共に田、面積は 166 ㎡他 3 筆で、合計 2,218 ㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

この2件の申請は、農地の交換により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は、整理番号1と2共に1人、申請事由は、整理番号1と2共に、 農地を交換して、農地の効率及び集約性を高めるものでございます。

それでは、整理番号1及び整理番号2について、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件 及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面 積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は水田地帯になり、 譲受人は許可後、水稲を作付けする計画であり、問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (宮本敏郎)

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○6番(岩井秀喜)

現地調査について報告いたします。申請地の周辺は水田地帯で申請地には水稲が作付けされておりました。特に問題はないと思われます。

○議長 (宮本敏郎)

続いて、農地利用最適化推進委員の湯淺さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(湯淺光修)

水稲が作付けされており、特に問題はないと思われます。

○議長(宮本敏郎)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長(宮本敏郎)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1と整理番号2については関連する案件なので、一括して採 決を行いたいと思いますが、いかかでしょうか。

(異議なし)

○議長(宮本敏郎)

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1と整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(宮本敏郎)

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1と整理番号2については、許可することに決定しました。

○議長(宮本敏郎)

次に、議案第2号 栄町農業振興地域整備計画の変更について、を議題とし、産業 課の説明を求めます。

○産業課長(湯浅実)

4ページ 議案第2号 栄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

栄町農業振興地域整備計画の農用地利用計画を変更する場合には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定により、当該市町村長は農業委員会の意見を聴くもとのされていることから、今回提出されたものです。

はじめに、10ページの様式第9号農用地利用計画の変更に係る説明資料をご覧ください。栄町農業振興地域の重要変更で、変更の内容は編入になります。

事業計画は、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して、基盤整備事業を酒直南部地区で実施するため農振農用地の除外地を農振農用地に編入させるというものです。

土地の表示は、11ページと12ページをご覧ください。栄町酒直字浅間下埜、地目は田 327 ㎡他 128 筆で合計 41,959.42 ㎡となります。地権者については、ご覧のとおりです。

13ページをご覧ください。黄色に塗られている箇所が農振農用地です。黄緑色に塗られた箇所が酒直南部地区の基盤整備事業区域を示しています。

次に、14ページは、周辺土地利用状況図になり、黄色に塗られている箇所が今回、 編入する農地等になります。

それでは、10ページに戻っていただいて、詳細についてご説明いたします。

はじめに、表中の中段(1)の事業計画の概要ですが。酒直南部地区で農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して基盤整備事業を実施するために農振農用地の除外地を農振農用地に編入を行うものです。

次に、(2)から(6)までについては、農振農用地への編入ですので記載は不要 となっております。

次に、(7) 土地改良事業については、農地中間管理機構関連農地整備事業により 着工は令和5年度、完了は令和12年度を予定しております。

次に、(8)及び(9)については記載のとおりです。

最後に、(10)農振法以外の農地法や都市計画法の許可等の見込みにつきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した基盤整備事業により農地法の転用許可及び都市計画法は不要となっております。

次に、6ページの様式第7号の変更理由書をご覧ください。

1の変更理由は、今説明したとおりです。

2の(1)には、7ページから9ページまでに今回編入する129筆の状況が記載されております。

次に、(2)農用地区域の概要をご覧ください。表の中で、2列目の変更前の農用地区域Bの田んぼの面積が1183.7 h a、農用地区域Bの畑の面積が105.8 h a となっておりまして、変更後の農用地区域Cの田んぼの面積1187.7 h a、農用地区域Cの畑の面積が105.9 h a に変更されます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 (宮本敏郎)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長(宮本敏郎)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 栄町農業振興地域整備計画の変更について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長 (宮本敏郎)

挙手全員、よって、議案第2号については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長(宮本敏郎)

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご 発言があれば挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長 (宮本敏郎)

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第9回総会を閉会します。

○事務局長(湯浅実)

起立、礼、お疲れさまでした。

午後3時20分閉会